



2025 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員
渡 辺 昭 彦
(コード番号8032 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部本部長
藤 井 賢 一 郎
TEL : 03-3534-8522

従業員持株会向け業績条件型譲渡制限付株式インセンティブ制度としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会向け業績条件型譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）として、当社の従業員に対して J P 従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式（譲渡制限を付した当社の普通株式。以下、「本譲渡制限付株式」といいます。）を付与するための自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 31 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 89,500 株（注）
(3) 処分価額	1 株につき 593 円
(4) 処分総額	53,037,500 円（注）
(5) 処分方法 （割当予定先）	譲渡制限付株式を、第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがなされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割当の数が処分する株式の数となります）。 J P 従業員持株会 89,500 株 なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けられないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

（注）処分する株式の数及び処分総額は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員 895 名に対して、それぞれ当社普通株式 100 株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本制度に対する同意確認が終了した後の当社の従業員（以下、「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定いたします。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申し込み株式の数が処分する株式の数となり、当該数に 1 株当たりの処分価額を乗じた額が処分総額となります。

2. 処分の目的及び理由

2025 年 2 月 10 日付「従業員持株会向け業績条件型譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の従業員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する本譲渡制限付株式の取得機会を提供することによって、当社の従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを当社の従業員に与えることで、当社の業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、本制度を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象従業員に対して、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」といいます。）として金銭報酬債権（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭報酬債権を本持株会に対して臨時拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から臨時拠出された本金銭報酬債権を取りまとめ当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の 1 株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割り当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下、「本譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割り当てを受けた株式を当社が無償取得することなどを含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、本譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下、「本持株会規約等」といいます。）に基づき、本持株会に拠出した金銭報酬債権に応じて対象従業員が保有することになる譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下、「譲渡制限付株式持分」又は「RS 持分」といいます。）については、本持株会から引き出すことを制限されることとなります。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として給付することで、本持株会に対して、当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記 1. の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員 895 名の全員が本持株会に加入し、本制度に同意した場合には 89,500 株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化の規模は、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 150,215,510 株に対し 0.06%（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 1,246,676 個に対し 0.07%です。

なお、本自己株式処分は、申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、本払込期日から本持株会の会員資格を有する当社の従業員の地位を喪失する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が本譲渡制限期間中に、当社が別途定める譲渡制限解除事由に該当する退職若しくは退会をする場合に、退職若しくは退会をする日の翌日に譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限を解除する本割当株式の数を伝達するものとする。

(3) 当社による無償取得

当社は、対象従業員が本譲渡制限期間中に退職若しくは退会をする場合に、当社が別途定める譲渡制限解除事由に該当しなかった場合には、当該時点の直後の時点をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然にこれを無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が指定する証券会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分と分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会、株式交付においては株式交付親会社となる株式会社の株主総会）で承認された場合には、本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である593円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1か月（2025年4月28日～2025年5月27日）	607円	-2.31%
3か月（2025年2月28日～2025年5月27日）	599円	-1.00%
6か月（2024年11月28日～2025年5月27日）	622円	-4.66%

本日開催の取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役3名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上